

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年7月19日

議 長（佐藤孝悟君）

平成28年平泉町議会定例会7月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会7月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本定例会7月会議に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

なお、佐熊睦子教育委員長から入院治療による欠席届が出されており、畠山勝彦教育委員長職務代理者が代理出席しておりますことを申し添えます。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、升沢博子議員、8番、佐々木一治議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会7月会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は、本日 1 日限りと決定しました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第 3、報告第 6 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関する協議の専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、議案書 1 ページをお開きください。

報告第 6 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関する協議の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、別紙のとおり専決処分をしたことから、同条第 2 項の規定に基づき報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容につきましては、議案書 2 ページの理由にありますとおり、平成 28 年 3 月 31 日に岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い、町が加入する岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約において所要の整備を行う必要があるため、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第 4、議案第 39 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、契約案件 1 件についてご説明を申し上げます。

議案書の 4 ページをお開き願います。

議案第 39 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、旧長部小学校跡地を無償で地域密着型特別養護老人ホーム敷地とし

て下記の者に貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、貸付けの目的、地域密着型特別養護老人ホーム敷地。

2、貸付ける財産、財産の所在地、平泉町長島字竜ヶ坂42番の一部、種別、土地、面積、4,602.98平方メートル。

4、貸付の相手方、住所、岩手県一関市地主町2番26号、氏名、社会福祉法人寿憩会、理事長岩淵吉郎。

5、貸付期間、平成28年8月1日から平成58年3月31日まで。

以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

担当課長の補足説明を求めます。

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

それでは、議案書4ページ、議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。

参考資料2ページの経過報告の中で、15区コミュニティセンターと記載しておりますが、正確には長部地区交流センターとなります。訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。

それでは、本議案につきましては、町有地であります旧長部小学校跡地の一部を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム敷地として貸し付けを行うにあたり、議会の議決を求めるものであります。

参考資料2ページ、左の経過報告をご覧いただきたいと思っております。

当該地は、地域行事等で周辺住民の皆さんが使用している場所でもあるため、昨年11月29日、今年5月10日、6月21日の3回の住民説明会を開催するなど、地域の理解を求めるとともに、議会全員協議会や区長会など、随時状況を報告、説明してまいりました。

高齢化が進む当町にとって必要な施設であり、地域の理解も得られたと判断し、事業の推進を行っていくこととしており、7月15日、事業者が社会福祉法人に認可され、社会福祉法人寿憩会として普通財産借り受け申請書が町に提出されております。

2 ページ、右をご覧くださいと思います。

施設の概要につきましては、29床の小規模特別養護老人ホームと併設いたしまして、10床の短期入所生活介護施設が建設されます。

小規模特別養護老人ホームにつきましては、生活の拠点として入居された方が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活の支援を受けながらケアを行います。

短期入所生活介護施設につきましては、介護されているご家族などの負担軽減のために短期的に滞在するなどの利用が可能になります。

3 ページ、位置図をご覧くださいと思います。

場所につきましては、旧長部小学校跡地になります。

4 ページの配置図をご覧くださいと思います。

旧長部小学校敷地全体の中で、長部地区交流センターの敷地分を除いた部分を無償で貸し付けるものです。進入路確保のために、北側の町道を竜ヶ坂線との取り付けまで含みますが、長部地区交流センターを利用する方や、現在使用している住民の方もおりますので、使用に通行に関しては、今までどおり不便のないよう対応いたします。

5 ページ、立面図をご覧くださいと思います。

外観は、景観に配慮し、木造平家建てで軒を出し、色彩に配慮するなど、周辺環境と調和した建物になっております。

6 ページ、平面図をご覧くださいと思います。

住居スペースといたしまして、ユニットが4つある形になりますが、ユニットごとに中央の共同生活室からそれぞれ住んでいる方の部屋が見渡せる構造になりますし、そのほかに厨房やホールなど会議室を持つスペースがあります。ホールでは地域の皆さんとの交流を開催するなど、地域に密着した施設となります。

7 ページ、8 ページには構図を添付しておりますので、ご参照願います。

無償貸し付けといたしました理由につきましては、高齢化社会を迎え、町内でも3人に1人が65歳以上の高齢者という状況にあり、今後も高齢化が進むと見られるとともに、平泉町を含めた一関地方での特別養護老人ホーム待機者も多く、今後も増加が見込まれます。そのため、社会福祉法人として社会福祉事業である特別養護老人ホーム整備運営を行うことは、待機者の解消に寄与し、高齢者福祉の向上が図られるために公益性が高いと考えられ、また、過去におきましても、町内の同様の福祉施設整備におきまして、公益性が高いということで無償貸し付けしている事例があるためです。

なお、無償貸し付けしている同様の施設といたしましては、慶泉荘、平泉ふくしの里デイサービスセンター、さわなり在宅介護支援センター、黄金荘などがございます。

以上、よろしくご審議願います。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

今回の議案は、町有地の無償貸し付けでありますけれども、議案が通った場合、福祉法人への貸し付けによって特養老人ホームへの建設が行われるわけです。

共産党の議員団として、施設建設予定地の近隣住民からのお話をお聞きいたしました。住民の方々からは、特養建設に対しての不安が出されました。

そこで、お聞きしたいのでありますけれども、施設ができれば当然、駐車場が必要になるわけです。今回、無償貸し付けの予定地のこの敷地に特養の建物を建設して、駐車スペースも確保されると思いますけれども、そこでこの施設の駐車場は足りるのかと。近隣住民の方々からは、施設関係者や来訪者など、これから工事が行われるわけですが、工事関係者の車など、ちょっとした時間ということで、短時間でも路上駐車などをされては困るという話もお聞きしましたけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

議員ご指摘のとおり、この旧長部小学校跡地の敷地の中では、駐車場は12、3台程度しか取れないと聞いております。

そういうこともあって、事業者のほうでは、上方といいますか、上のほうに土地を借りまして新たに造成して、職員の駐車場を確保して対応するという方針になっております。

議 長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、ありがとうございます。

近所の方々からは、大きな建物が建設されるということで、自家水を利用されているうちもありまして、水枯れするのではないかという不安も出されました。この施設の建物の構造は木造ということですが、木造モルタルということですが、木造モルタルの建物とすれば、地面を深く掘ったりということはないとは考えますけれども、杭打ち事業を行ったという説明も聞きましたが、その辺はどうでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

地下水に影響するくらいの、地下水というか、大きな掘削等はやらないと聞いておりますが、いずれ給水に関しては、施設全体を賄うためのタンクを配置して、利用者の方に不便のないような形での対応をするということは聞いております。

議 長（佐藤孝悟君）

3 番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なぜここにつくるのかという根本的な疑問を投げかける方もいらっしゃいました。これまではグラウンドがあって広々としたところに大きな建物が建つ。今まで見えていた景色が見えなくなるわけですから、当然なことだとは思いますが。近隣の方々は、今までも考えもしなかった心配や不安があると思います。

この議案が可決された場合には、建設にあたって丁寧な説明をするし、建設され、施設の運用がはじまってから、地域の人が困り事があったり問題が生じた場合には、速やかに対処をお願いします。

そして、最後に、この配置図を見て疑問に思ったことでありますけれども、土地貸し付け区域が道路の入り口部分も含まれているわけですが、これは何か理由があったのかということもお聞きしたいなと思っていただけたのですが、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

敷地、その建物への進入路確保という観点から、その部分までも範囲に含まれておりますが、いずれ現在使用している方が、今後とも不便なく使用できるように対応していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

町は、無償貸し付けする理由について、公益性と言ってきました。その公益などについて伺いたいと思います。

同僚の議員が、6月の一般質問でも後期基本計画や行政改革プランとの整合性、町の財産の有効活用について、町のお考えをただしたところです。高橋伸二議員の質問でしたけれども、私としても道理があると感じたところでもあります。

同時に、町が理由としている公益性についても、大事な立場と考えます。その上で、具体的に質問いたします。

まず、第1点です。現在、町が有する土地の無償での貸し付けは13件あります。先ほどもありました。うち11件が財産の交換、無償貸与など、貸し付けなどに対する条例です。その4条の適用というふうになっています。町有地無償貸与一覧という資料、これ役場で出したわけですが、この無償の事由の欄に、なぜ無償とした理由ですけれども、4条の適用でなく、2件は議決によるというふうに記されておりましたけれども、その2件についてどういう理由、内容であったのか伺いたいと思います。4条の適用と議決との違いというのは何なのかと。そして、4条の適用とするのか、あるいは議決というふうな、この判断の基準は何かというのをあわせて伺い

たいと思います。

2点目です。無償貸し付けによって、平泉町民にとってどのような具体的公益、利益があるのか伺います。公益という場合、現在、平泉町内では特養待機者が45人ほどいるというふうに認識していますけれども、今回の施設ができた場合は待機を何人減らすことができるのか、平泉町内ですということ。また、入所するための費用とか利用料などに違いが出てくるのかなど、町として考えている公益とはどのようなことか伺いたいと思います。

3点目です。特養を建設運営する社会福祉法人に対して、無償貸し付けではなく有償での貸し付けとなった場合は、この社会福祉法人が福祉向上に対する寄与という点で違いがあるのか。仮に有償になった場合に、平泉町の福祉政策が後退する、あるいはマイナスの影響が何か生じるのか伺いたいと思います。

4点目ですが、特養ができた場合、ここに入所者の住民登録はたぶん、平泉町だというふうに思います。扶養との関係も、その家族の中にあると思いますが、たぶんそういうふうになるのだろうと思いますけれども、一応、この入所者の住民登録というのはどういうふうになるのか伺いたいと思います。

以上、4点、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、最初に、4条の適用の考え方でございます。

この財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の4条の適用につきましては、公共的団体においてというふうな形で第1号に記載されているところでございますけれども、公共的団体というふうな考え方につきましては、町が主体的に、その施設等の立ち上げに関与したものであるというふうに捉えているところでございますので、過去におきましては、黄金荘等々があるというふうなことで、先ほど議員が申し上げたとおりでございますけれども、そのような考え方に基づいて、町が主体的に立ち上げに携わった、支援した場合については、公共的団体というふうな形で取り扱っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

2点目の待機者を何人減らすことができるか、先ほど議員がおっしゃったとおり、45人の平泉町の待機者がおるわけですが、この施設は一関、それから平泉町も対象になりますので、具体的に平泉だけで何人とは言いきれませんが、いずれ先ほどの45人のうちの何人かは当然入所できることになって、待機者は減ると考えております。

それから、入所のための費用とか、施設が土地が有償になっても、入所の費用とか利用料金は変わらないと思いますが、いずれ公益性といいますか、やはり現在、待機者が一関地方で794人

いるという現実も踏まえて、その待機者の解消のためには、この施設が必要になってくると思いますし、この施設は、誰でもが将来にわたって入る、入所対象となり得る施設と考えておりますので、公共性があると考えておりますし、また、今回、無償で貸すということにより、施設の安定的な経営が図られることによって、利用者、それから預けているご家族の方が安心してその経営にといいますか、その運営を安心して確認できていくという状況にあれば、これもまた社会に貢献することのできるような施設ということで公益性があると考えております。

3点目が有償になった場合に、平泉町の福祉政策に後退があるかということですが、有償になったからといって福祉政策が後退するという、今回の場合はすぐにそうは言えないと思いますが、いずれこれが有償であると最初からいろんな施設について、そういう事業者としてのハードルが、事業に参入する方のハードルが高くなると見ます。そのことによって事業が後退するという可能性はありますので、そういう意味ではマイナスの影響というのもあると感じております。

それから、4点目の特養ができた場合、入所者の住民登録が平泉町になるのかというご質問ですが、基本的には特別養護老人ホームは住居を移すと、そこで生活するということでありますので、住所は移すことになりませんが、何らかの事情によって移さない方もいるとは聞いております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

その公益性について、今、説明されましたが、色々漏れ聞くと、この間の長部地域中心とした説明会の中で、何か優先的に入れるみたいな話があったりとか、あるいは利用料が安くなるみたいな話もあったやに聞きましたので、実際そういうことはないわけで、むしろ施設をつくれればつくほど、介護保険料にそれが加算されて高くなるということは合っていますね。平泉町には特段、このことで利益を受けるということはないということは、そのとおりだということですので、いずれそれについてわかりましたが。

それでですけれども、特にこの無償問題についてちょっと話を聞きたいのですけれども、15区の長部地区交流センターですけれども、今回、無償貸し付けの提案がされている特養とは基本的に同じ敷地というふうにはなるわけですが、この長部地区交流センターは土地代が有料であります。いわば地域の公民館的役割にもなっているわけですが、避難所にもなっていると。そういった点では、公益性があるという点ではここも明瞭なわけです。

長部交流センターの場合は、やはり先ほど4条の話なのですけれども、まず、この財産交換の無償の貸し付けの条例のやっばり4条の中には、無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるということがありまして、15区の場合は、それで75%減免というふうになっているようです。結局、これも公益性が理由となっています。今、お話ししたことを考えれば、例えば今回の特養施設に、この長部地区交流センターと同じように75%減免をあてはめれば、年間の借地料は大体8万円程度だろうというふうに聞きました。これは高橋伸二議員が推計したのでありますけれども、私の住む18区では、個人の土地をお借りして、210坪ありますけれども、年間で約

10万ほどをお支払いしています。

今回の特養建設の予定、無償貸し付け予定の土地というのは、526坪で75%減免なら8万措置だと。一方、私の行政区はその半分、2.5倍、特養建設の予定地はあるわけですがけれども、18区は10万を出していて、特養は2.5倍の面積があって8万ほどで済むということになっているわけです。8万ぐらいなら払ってもらったほうがお互いにいいのかなというふうにも思ったりもするわけです。

そこで、お聞きします。全く無償でなくても、減額して貸すという、そういう検討の余地はあるのかということです。私は、今回の特養ができるということは、福祉に寄与するということは間違いないと思っていますし、いわゆる公益があると思います。本来、社会福祉法人の使命は、地域社会における福祉の発展充実を使命とすると。まさにここに公益があるわけですから、いずれそういう点では、少なくとも、今、町の後期計画とか行革大綱などの整合性も問われているわけですがけれども、私、行革大綱とかプランにもありますけれども、何でも民営化とか指定管理しようとする今の流れというのは良いとは思っていません。いずれ後期計画なり行革大綱の見直しも必要でしょう。ただ、現時点でこの整合性がないとしても、それでも福祉の前進に寄与する、そういう公益性があることに対して、町は今回の場合は土地ですがけれども、無償にする、そういう確固とした立場があれば、それでいいのだと思うわけです。その辺はどうでしょうか。

色々お話ししましたので、改めて質問のことなわけですが、質問の一つは、減額して貸し出すという検討の余地はあるのかなのか。今回は30年という長い期間でありますので、これは長いと思うわけですが、今回は無理でも、今後ということも含めてこれはどうなのかと。

それから、もう一つは、福祉の向上に寄与する公益性があることに対しては、今回のことに限らず、町はお金を出すのだと、そういう明確な立場を持っているのかどうかということです。このお金を出すかといえば、今は言ったわけですが、これまでも、先ほどもあったように、福祉施設の土地の無償貸し付けだけでなく、財政面でも支援してきたと私も認識しています。そういう立場から、お金を出すという広い意味でつくったわけですが、そういう2つの点で改めてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの三枚山光裕議員からの無償貸し付けということで、今、提案しているわけですが、それに対して減額して貸し出す検討の余地というお話でございます。

いずれ、今回につきましては、細部にわたってその公益性等々、先ほど保健センター所長から申し上げましたとおり、社会福祉施設であるというふうな重要性も鑑み、無償で貸し付けすると、30年間については無償で貸し付けするというふうな形で検討したところでございます。

いずれ、これの減額する余地はあるかというようなことのご質問につきましては、ないと。無償で貸し付けるというふうなことでございます。

それから、あとは、公益的施設に対して、今後、全てに対して融資するのかなというようなご質

問であったというふうに思っていますけれども、その公益性が、公益性というふうなことでございますから、住民に対するある程度の利益等も発生するわけでございますけれども、その内容を十分精査させていただきまして、その内容等を精査した段階で、随時その件数、その案件ごとに対応させていただくというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今回、出されました長部竜ヶ坂の無償貸し付けということでございますけれども、何カ所か無償貸し付けがあるということでございますが、この可決になりますと工事に入るわけでありまして、この無償貸し付けにつきましては、その入り口の工事とかそういうことを、入り口の工事でするのはやるわけですけれども、この固定資産税はどういうふうになっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

先ほど、今回貸し付けするという土地につきましては、町有地でございますので、固定資産税はかかってございません。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

それで、それについてはわかりましたが、その工事に入りますと、入り口はもちろんですけれども、水道を使わなくてはならないということで町水道を使うわけですけれども、その地域はかなり水圧が弱いということにされております。それで、その水道については直接つなぐのか、あるいは受水槽をつけてやられるのかということをお伺いします。

さらに、もう一点は、農集排ですが、あの地区は農集排地域になっております。農集排については、農集排にするのかあるいは浄化槽にするのか、その辺についてはどういうふうに思っているのですか。さらには、その農集排であればかなり工事がかかると思うのです。これ町負担なのか、その2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、給水について申し上げますと、ここは大人数ということから、うちのほうでは給水タンクでの給水を指導する予定でございます。

また、農集排への区域外ということでございますので、当然、ここについては合併浄化槽の利用をうちのほうでは指導をしまいたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

8 番、佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

先ほど冒頭に言いましたが、その町有地で使う固定資産税ございませんと言いましたが、建物の固定資産税については建物の固定資産税をお聞きしたいわけです。その1点。

それから、要介護、全協で聞きましたけれども、その要介護は、今、ご説明のやつでは1から2となっていますが、前は3まで入れるわけです。それについては1と2ということですが、その2点についてお伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

特別養護老人ホームの対象につきましては、要介護3以上の方が対象となりますが、要介護2とか1の方は基本的には対象にならないのですけれども、いろんな状況のもとで判断できるものもあるようですけれども、基本的にやはり3以上の方の対象になるということです。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

今度の特養ホームの建物につきましては、課税対象となるかと思いますが、どのくらいの規模であるか、ちょっと今のところは把握できておりませんので、固定資産の額につきましては把握できておりません、対象となる。

ただ、今後、その話し合いがあれば、その話し合いの中で無償になるか減免になるかは、今後の話し合いの仕方と考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございせんか。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

大きく6点をお伺いしたいというふうに思うのですが、1つは、私の6月会議での一般質問の際に、歳入確保プロジェクトチームの位置付けについてただしたのですけれども、その位置付けについては残念ながら答弁されなかったのです。たぶん答弁漏れだと思うのですが。

今、総務課長の答弁を聞いていますと、無償貸し付けについては検討したのだと、こういうことをおっしゃったわけです。そうしますと、今回、この議案39号を提案する前に、6名のプロジェクトチームがあるわけです。この6名のプロジェクトチームとして、歳入確保というような審議を行って今回の提案に至ったという理解でよろしいのでしょうか。これが1つ。

2つ目、このようにプロジェクトチームがしっかりとした審議をした上で出したものだとすれば、町議会基本条例第8条に定めています「政策等の提案に至る決定過程を明らかにしなければいけない」というふうに私は思うのです。つまり、どのようなことが比較検討されたのかということなのです。それは、条例8条に言うところの2項なり4項、そして7項です。これについて

どのような審議がされて、有償ではなく無償でいいのだという判断をしたのか、2つ目は明確な答弁をお願いしたいと。

3点目、歳入確保のプロジェクトチームを設置をするというのが、後期基本計画5カ年の中での取り組みの出発点なのです。ということは、後でちょっと触れたいというふうに思うのですが、この無償貸与にすることによって、町が本来得るべき収入を得られないということになるわけですから、そうすると、自主財源を確保するための歳入確保プロジェクトチームの設置をしたわけですから、後期基本計画の方針を踏まえれば、無償貸し付けとすることは私は矛盾をするというふうに思うのです。そこで、ここは基本方針にかかわる問題ですから、町長の見解をお聞きをしたいと。

次、4点目です。特養ホーム敷地に通ずる町道部分の関係について、先ほど同僚議員が質問をしました。それに対して補足説明されたのは、今までどおりその町道を通行しなければならない町民やあるいは私有地所有者、そういう方々に不便のないように対応すると、このように補足説明をされました。そこで伺うのですが、では、特養ホーム敷地に通ずるこの町道部分の保守と維持、管理するための責任の所在というのはどこなのですか。

次です。来月には、この施設用地貸し付けに伴っての契約行為を行うというふうに思うのですが、契約書の内容は議会に開示をされるのでしょうか、当然。

最後です。資料によりますと、無償貸し付けする土地の面積は4,602.98平米なのです。この4,602.98平米の中には、町道竜ヶ坂線からの取り付け道路は含まれるのか含まれないのかということです。

以上。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

なぜ無償貸し付けかということについては、先ほど提案理由の説明の中でお話しいたしておりますから、そのことについてはそのとおりであります。

ただ、有償無償ということはあるんですが、いずれ有効貸し付けということについては、有償だから有効で、無償だから有効ではないということではないというふうに認識いたしております。いずれ、そういった町有地貸し付けについては、様々な角度から検討させていただいて、その状況によって判断させていただくものも当然あります。それが適切に賃貸借が結ばれ、なおかつそれが公益的に、なおかつ有益的に、それが無償にとらわれず有償にとらわれず行われると、やるというふうな認識であります。あくまでも有償だから無償だからという判断はしておりません。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

プロジェクトチームの設置、あとはその中で得るべき収入の検討等というようなことでござ

いますけれども、新たな総合計画に基づくプロジェクトチームの設置につきましては、来週、設置いたしまして、第1回目のプロジェクトチームを開くこととなっていることをごさいます、今回の案件については、そのプロジェクトチームの中での検討は、検討対象にはなっていないというふうなところでございます。ということでございますので、得るべき収入云々のお話はこれからと、それらに対するその所有財産等の検討はこれからというふうなことになるものでございます。

あとは、それから、一番最後の面積4,602.98平方メートルの中に、入り口付近の町道が含まれているのかと、竜ヶ坂線が含まれているのかというご質問でございますけれども、町道竜ヶ坂線については含まれておりません。

それから、入り口部分の保守管理につきましては、これについてはこれから契約するわけでございますけれども、契約書の中に、主に利用いたします今回の法人に対して、それらについての適正な管理につきましても加えさせていただく予定でございます。

もう一点ございました。契約書の内容の開示の件でございますけれども、この内容については開示できるものでございますので、開示する予定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

これは質問回数に入れてほしくないのですけれども、今の総務課長の答弁、私の質問した内容をきちっと受け止めて言っていただけないのです。まず、そこを答えていただきたいと思うのですが、4,602.98平米という敷地面積の中には、町道竜ヶ坂線からの取り付け道の面積は含まれているのですかと聞いたわけですから。

議長、これ2回目に数えないのですよね。だって答弁漏れなのだから。答弁していないのだから。いいですよ。

議長（佐藤孝悟君）

今の答弁漏れについて、岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

町道竜ヶ坂線からの旧長部小学校校庭までの取り付け部分の道路にも含まれている面積でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうしますと、先ほど聞いた5番目の質問の答弁が、これまた曖昧模糊としているわけです。私は聞いたのは、特養ホーム敷地に通ずる町道部分の保守と維持管理責任の所在はどこなのかと聞いたわけ。ところが、今の答弁をあわせて考えますと、取り付け道路部分も貸し付け敷地に含まれているというわけです。そうすると、保守責任というのはどうなるのですか、これは。ここはちょっとおかしいのではないですか。それがまず1点です。

それから、歳入確保プロジェクトチーム、後期基本計画というのはいつからスタートしたのですか。4月でしょう。4月からスタートをして、歳入確保プロジェクトチームをつくって自主財源の確保に鋭意努力するのだと言ったのではないですか、皆さん、6月会議で。なぜやらないのですか。比較検討すべきでしょう。その比較検討したものの答弁が、これまた漏れているのがあるの。基本条例8条2項、4項、7項についてどう検討したのですかと聞いた、私は。答えていないのではないですか。おかしいでしょう。やる気がなかったのならやる気がなかったと言えればいいですよ。今後の検討課題なんて言っているのだけれども。ここはもう一度、再答弁求めます。しっかり答えてください。

それから、町長は、有償貸与なのか無償貸与なのかそんなことにはかかわらないで、様々な角度から検討して判断をしてきたし、これからもそういう立場で判断をするのだと言った。それは、その時々に応じてそういうふうになるのだというふうに思うのです。

そこで、ちょっとお伺いするのですけれども、長部地区交流センターの敷地の町の財産評価委員会答申というのは、平成19年に出たのが最後なのです。その後、出ていない。そうすると、平成19年の財産評価委員会答申をもとに、この貸し出そうとしている土地の対価を、有償にした場合の対価を計算をしてみますと年間39万2,998円なのです。それだけの賃貸収入が得られるということなのです。ところが、30年契約をするというわけですから、そうすると1,178万9,940円、大きいですよ、これは30年という歳月ですけれども。それが未収になるのです。このことをやっぱりしっかりと受けとめて、歳入確保プロジェクトチームなるものが副町長以下5名の課長で組織されるのだから、真剣に議論してください。

そこで、高橋和夫保健センター所長に聞くのですけれども、今、私が話をした年間39万2,998円、100%貸し付けで、年間39万2,998円の賃貸収入を払うと事業に影響があると、有償によっては事業が後退する可能性があると言ったのだけれども、わずか30万程度の賃貸料を払うことが事業の運営に、事業が後退する可能性というのに繋がるのですか。そんなに今度ここに建設されるその社会福祉法人の経営基盤というのは、事業基盤も含めて脆弱なのですか。もう少し、住民がなるほどなど、そうだねというふうに納得できるような説明をしてください。お願いしますよ。

それから、契約書類は開示をしていただけるということですから、早い段階で開示をしていただきたいというふうに思いますが、とりあえず、今、お話をした再質問についてお答えをいただきたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、まず、私のほうからは、入り口部分の維持管理責任ということでございます。これについては、町有地でございます。所有者は町でございますので、管理も総務課でございまして、維持管理責任については町にあるというところでございます。

それから、比較検討の件でございましたけれども、これについては、プロジェクトチームを設

置してはございませんけれども、その前に、収入確保という形でその比較検討をしていたところでございます。比較検討は既に前段階でもしているというようなところでございます。

それから、具体のその管理、その入り口部分の、今度、具体的な維持管理につきましては、責任といたしましては貸し出す側の町にございますけれども、契約の中で貸し付けをいたします法人のほうに適正な維持管理をしてもらうというような項目を付け加えながら、貸し付け契約を取り交わす予定でございます。

私からは以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

先ほどの三枚山光裕議員からの質問の内容で、私の答弁でお話しした内容ですけれども、基本的には公益性ということで待機者の解消に繋がると、それが大きなことでありますけれども、例えば全てのものが有償だということでの前提での内容になっていけば、参入する事業者が若干ハードルが高くなると、そういう意味を含めてのご回答といたしました。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

無償で貸与するというのが既定方針としてコンクリートされているようなので、これ以上いくら言ってもだめなのだろうなというふうに思いますから、最後に、一つだけ明確にしておいていただきたいことがあるのですが、この町道竜ヶ坂線から特養ホームの敷地までの町道は無償貸与の範疇に入れなければいけないというものが、私はどうも理解ができません。

ただ、それを入れて貸与をするということですから、先ほど言いましたように、最後に確認をしたいというのはこういうことなのです。長部地区交流センターの出入り、利用、それから、その貸与される町道を通らなければ自分の家にも行けない人がいる。自分の田畑に入れられない人がいるわけなのです。そういうところが複数介在しているわけなのですけれども、したがって、その居住者や地区民、利用者、耕作者、こうした方々の既得権益がどのように担保をされるのかと。いやしくも侵害や制約をされることのないように、先ほどの答弁でありましたけれども、法人に維持管理を任せるという内容の契約にするということなのですが、今、追求した部分、既得権益がどう担保されるのかということと、侵害または制約を受けたくない、そういう契約の取り交わしをお願いしたいと。ここはぜひ、そのように求めておきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの高橋伸二議員からご指摘された内容につきましては、町におきましても、そのよう

な形で考えてございますので、いずれ今まで利用してきた方々について不利益のないような形で
の取り扱いとさせていただくような形で、契約を取り交わしたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

この契約は30年間ということになっております。そうしますと、今後の契約においてどのようなことを盛られるのかお知らせ願いたいのですが。要は、事業を中止したり終了したりした後の部分を、その契約に盛るのかどうかということです。

以前にも、町が補助金で建てた建物が、契約書が紛失または作成しなかったということで、町が解体費用を負担した例がありますけれども、そういうことになるのかならないのかという部分をお聞きしておきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

利用目的達成後の最終的な土地の返し方でございますけれども、最終的には更地にして返していただくというようなことを条件に貸し付けをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、更地にするという、その費用については事業者がするのか、当町もそれに加わるのかを契約に盛るつもりですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

この更地にかかわる費用については、事業者側に全て負担をいただいて更地にしていただくというふうなことをお願いしたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対の討論です。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることの、財産を無償貸し付けとすることについて、反対の立場から討論をいたします。

無償貸し付けの理由の一つとして、さきの6月会議における一般質問での町長答弁では、管理費等の不要な支出の抑制であると、このように言及をしているわけですが、旧長部小学校校庭の維持管理に関しては、町と行政区長との協定に基づき、区民が維持管理に勤しんできたものであり、町の実質的財政負担はなく、無償貸し付けによって不要な支出の抑制につながるものではありません。

地域住民は、自らの負担で桜やツツジを植栽し、校庭の石を拾い、たびたび大型ダンプで山砂を購入、散布をし、校庭内はもとより周辺の定期的な草刈りをはじめとする環境整備に汗を流し、我が子を慈しむようにこの9年間、校庭と周辺環境の保全と美化に尽くしてきました。その校庭に対する思い入れは、労力奉仕に汗を流し、地域のコミュニティー活動の拠点として、この場所で歓喜をした者でなければ理解されがたいと思います。

しかし、時の趨勢の中で、その場所に特養ホームを建設する事業については、反対する住民はいません。皆さん賛同しているものの、同じ敷地内位置する地域の交流センター建設地が有償貸与され、一方で、公益性は否定しないまでも、ボランティア組織ではない法人に対して無償貸与とすることの合理性も整合性もないことに疑問を呈しているのであります。

6月会議の一般質問でも取り上げましたが、将来課題が重くのしかかる厳しい町の財政事情があります。平成28年3月31日現在における一般会計の町債の残高は47億1,335万円と見込まれています。そのほかに、特別会計の町債が2億8,290万5,000円見込まれて、約50億円の町債残高となっています。これは7,935人、平泉町民一人当たり63万120円の借金があることとなります。さらに、今後、スマートインターチェンジ建設に伴う連結工事などに要する費用として、2億4,500万円の新たな起債をすることが既に明らかになっています。

このような現状を見たときに、今、平泉町では、公用封筒の裏に広告掲載をしています。平成27年度決算では、この広告料収入が約15万円です。平成28年度予算では12万円を計上をしています。そのほかに、広報での広告掲載料で1万円、ホームページへのバナー広告掲載などでいくらかでも収入を得る努力をしています。

また、平成25年度、平成26年度の平泉町町有財産評価委員会の審議結果を見ますと、町有財産の貸し付け状況が報告をされているわけですが、それによれば、平成25年度は土地貸付料が48件で669万3,000円、平成26年度は49件で672万1,000円というふうになっています。

さらに、平成27年度の財産運用収入、いわゆる土地の貸し付け収入でございますが、これが902万8,000円で、全財産運用収入科目の実に67.14%を占めています。金額の多寡にかかわらず、財源確保の重要な位置付けになっているわけであります。

また、平成28年度予算では、不動産売却収入として2,500万円を見積もっていますが、貸し付け収入を902万7,000円と計上して、平成27年度とほぼ同額であります。ここには、後期基本計画方針に基づく自主財源確保をするという努力目標が欠落をしています。まさに、先ほどの課長の

答弁が、このことを物語る証左であろうというふうに思います。

このような町の財政を見たときに、こうした広告収入を得るような地道な取り組みをしながら、一方で、公益性を前面に出して、無償貸与などに関する条例があるからといって無償貸与することに対して、町民感情は冒頭で申し上げましたように、そう簡単に割り切れないものがあるのであります。

なぜならば、同僚議員も話していますが、同一敷地内に現存する長部地区交流センターというのは、長島地区の地域活動交流拠点というふうに町の文書の中で明確に位置付けています。そして、町の避難場所にも、あの建物とあの土地を指定をされているわけでありまして。まさに公益性もあり公共性も備えながら、しかし、その土地は、地区民が利用する土地は有償貸与になっているのです。このことは不合理であるばかりではなくて、町の施策と整合性がないというふうに断じざるを得ません。

言うまでもなく、社会福祉法人はNPO法人や社団法人と異なり、3つの使命といいますか特性があります。1つは、地域社会のために活動をする公共性であります。2つは、営利を目的としない非営利性、そして3つに、事業の継続性・安定性という、このことが求められているわけでありまして。非営利性という特性があるものの、決してボランティア組織ではないことを踏まえれば、公益性が高いという判断のみで無償貸与とすることには、道理も合理性もないと言わざるを得ません。

予定されている町有地は、先ほど言いましたように、年間一定程度の賃貸収入が可能であります。しかし、それが未収にならざるを得ないと。同僚議員が指摘したように、長部地区交流センターと同じ75%の減免貸与も条例上は可能であるわけでありましてから、75%減免をすれば、ささやかな努力として行っている広告収入料、平成28年度予算で言えば12万計上されています。それに近い10万程度のお金が入ってくるわけです。なぜそういうものが歳入確保プロジェクトチームなどを含めて議論されないのかと、このことがやっぱり今の執政者の中に欠けているのではないかというふうに思います。

6月定例会における私の一般質問に対して、町の答弁は次のように述べています。財源確保対策として、不要な財産は所有せず、管理費などの不要な支出の抑制と適正な財源確保を目指す。そのために歳入確保プロジェクトチームを設置するのだと。そして、使用料の見直しや未利用資産の売却促進、徴収率の向上と自主財源の確保対策に取り組みたい、こう答えた矢先ではないですか。しかしながら、今回の提案は、そうした行財政全般における平泉町の改革プランの基本精神が欠落したものだというふうに断じざるを得ません。

以上の理由と、歳入確保プロジェクトチームの設置を行い、自主財源の確保を進めるという後期基本計画方針とは相入れないものであり、住民理解を得られるものとは考えられないことから、私は無償貸し付けに反対するものであり、改めて減免貸与を含めた再考を町長に強く訴えたいというふうに思います。

最後に、議会と議員は、いかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って、住民の期待に沿うことができるのか、そのための政策の最終決定と行政運営の批判と監視が完全に達成できるよう懸

命に努力をすることが議員の使命だと、このように全国町村議会議長会発行の必携本に書いてございます。このことを議員諸賢は想起をしていただき、良識ある判断をしていただきますよう訴えて、討論を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今、反対討論がございました。

今、介護保険制度が平成26年度以降、保険制度が大きく変わろうとしている、施設介護から在宅介護という形で保険の枠から要支援1・2、そして今、介護保険は将来的に要介護1・2も保険から外そうとしているという今の時期でございます。

そして、現時点におきまして、ここ広域の行政組合の中では、特別養護老人ホームの入所待機者は平成27年時点で794名でございます。そして、平成28年度におきまして、特養施設が3施設、グループホームが3施設という、6施設が計画の中に入っております、132人の入所待機者が解消されるのではないかと今の現状でございます。

確かに、財源あるいはそういった将来的な平泉町の財政運営に関しましても、非常に大事な部分であるとは思いますが、民生費の増加、これは確かにございますが、やはり今のこの高齢化時代におきましてはしかるべき、こういうことは仕方がないところがあるのではないかと考えております。

そして、私たち家庭において高齢者を介護している身にとりましては、なかなか平泉町の高齢者施設も2カ所、そしてデイサービスもあるわけでございますけれども、そういった家庭で介護している部分でショートステイ、そういったところをお願いしたいと思っても、なかなか思うようにいかないという現状がございます。

慶泉荘におきましても、三桁に近い待機者が今現在おるという状態でございます。

さっき高橋伸二議員がおっしゃいますように、長部地区交流センターの今までの長い、地域住民のそういった思いも、もう十分に感じるころではございますが、今後、平泉町がここの場所にこういった施設の無償貸し付けを行うことについては、やはりこれは年間の、同僚議員が32万何がしあるいはその75%減免で8万と、そういったことも必要ではないかと、その部分もわかりますが、やはり今現在、介護職員の減少、なかなか確保できない、そういった施設の開設困難ということを考えますと、やはりここは平泉町においては無償で貸し付けするべきではないかと考え、賛成の討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか原案に反対の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、原案に賛成の方ございませんですか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立多数です。

したがって、議案第39号 財産の貸付けに関し議決を求めることについては原案のとおり可決しました。

議 長 (佐藤孝悟君)

以上で、本定例会 7月会議に付託された議案が議了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、平成28年平泉町議会定例会 7月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11時18分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 升 沢 博 子

同 佐々木 一 治